

公文書一部開示決定通知書

教生第191号
平成24年5月2日

金子 快之 様

北海道教育委員会 印

平成24年4月18日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

1 公文書の名称	1 PTA・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について（平成24年1月30日決定） 2 PTA・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について（平成24年3月13日決定）	
2 開示の日時及び場所	日時	平成24年5月7日 午前 4時00分 午後
	場所	札幌市北3条西7丁目 道庁別館 3階 北海道行政情報センター
3 開示しない部分の概要及びその理由	概要	別紙のとおり
	理由	別紙のとおり
4 開示しない部分を開示することができる期日	年 月 日	
5 担当課等	北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課 電話 011-231-4111（内線）35-522	
6 備考		

- この一部開示決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に対して異議申立てをすることができます。
 - この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 注 1 指定された開示の日時が都合が悪い場合には、あらかじめ担当部課等へ連絡してください。
2 開示を受ける際は、この通知書を提示してください。
3 4の欄は、開示しない部分について開示することができる期日をあらかじめ明示できるときにその期日を記入してありますので、その部分の開示を希望する場合には、当該期日以後に改めて開示請求をしてください。

教生第191号

平成24年5月2日

金子 快之 様

北海道教育委員会教育長

開示等の決定等について（通知）

平成24年4月18日開示請求のあった公文書について、北海道情報公開条例第14条第1項の規定により、別添のとおりその一部を開示することと決定したので、通知します。

生涯学習推進局生涯学習課
社会教育・読書推進グループ
担当：齊藤 内線35-522

別紙 ◆開示しない部分及びその理由

開示しない部分		理由
OPTA・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について(平成24年1月30日決定)		
以下に掲げるもの以外の書類全て	個人名(公務員及び法人の代表者並びに役員を除く。)、個人(公務員を除く。))の印影、住所(法人の代表者を除く。)、個人の勤務先、生年月日、個人の肖像、自動車運転免許証の記載事項(氏名を除く。)、役員・監事の所属区PTA連合会名、所属校名	北海道情報公開条例第10条第1項第1号 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。
共済事業認可申請書	法人代表者印の印影	北海道情報公開条例第10条第1項第2号 法人等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。
収入証紙ちよう付用紙		
一般社団法人札幌市PTA共済会定款	第37条及び第39条	北海道情報公開条例第10条第1項第1号 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものであるため。
	第41条のうち、川端美樹、鷺田潤弥、津崎宏及び種田千種に係る住所	
初年度事業計画書(平成23年度)	[社団法人概要]のうち③職員数 [資金計画]のうち①収入及び②支出に関する部分	北海道情報公開条例第10条第1項第2号 法人等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。
平成23年度 札幌市PTA共済会設立初年度会計予算書	全て	
平成24年度 札幌市PTA共済会 会計予算書	全て	
平成25年度 札幌市PTA共済会 会計予算書	全て	
預金残高証明書	全て	
貸借対照表	科目の内訳及び金額の内訳	
札幌市PTA協議会 安全補償制度 加入金額及び支払金額一覧	全て	
算出方法書及び別表1	全て	
OPTA・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について(平成24年3月13日決定)		
共済規程の変更承認申請書	法人代表者印の印影	北海道情報公開条例第10条第1項第2号 法人等に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。
共済事業規定および共済約款の変更理由書		
臨時社員総会議事録(平成24年2月10日開催)		
算出方法書	全て	